

1 学習院大学法曹コースの開始

本法科大学院と学習院大学法学部との間で締結された法曹養成連携協定が文部科学大臣により認定されました。これにより、「学習院大学法学科法曹コース」が令和5年4月1日に設置されました。

法曹コースとは、法科大学院との連携により、最短5年間（学部3年+法科大学院2年）で司法試験を受験し合格を目指すことを可能とする制度です。

この制度は、中央教育審議会の法科大学院特別委員会の提言^{*1}を受け、令和元年6月成立の法科大学院関連法において創設されたもので、法曹を志望する学生の時間的・経済的負担を大きく軽減し、優れた資質・能力を有する法曹志望者を増やし、専門的な法的知識を活用して社会に貢献できる法曹を安定的に輩出すること等を目的としています。

学習院大学法学部に新たに設置される法曹コースは、本法科大学院既修者コースとの一貫教育を可能とし、法科大学院1年次に相当する基礎的な法律知識や学力などを学部段階で早期に修得することができます。

学習院の環境や教員に慣れ親しんだ学生を法学部と法科大学院で一貫して教育できることは、学生にとっても法科大学院にとっても素敵なことですし、プロセスとしての法曹養成制度の有効性を存分に発揮できるポイントとなると思います。

なお、学習院大学法曹コースは、令和5年度以降入学の法学部生が対象で、2年次進級直前または3年次進級直前の3月に登録することになります。

本法科大学院は、西南学院大学法学部との間においても法曹養成連携協定を締結しておりますので、学習院大学法学部との間で法曹養成連携協定を締結したことで、さらに多様な人材の育成をすることが可能になります。

2 法学未修者教育の充実

「法曹コース3+2」の制度は法学既修者を前提としたものであるため、法曹志望者の多様性の確保という観点からは、



改めて法学未修者教育の充実が求められています^{*2}。

未修者教育の充実策として、中央教育審議会は修了生である弁護士等による学習支援の促進を提言しています。令和3年に新設した「法学入門演習1」では、従来行われてきた修了生弁護士等による学修支援を正規カリキュラム化しました。さらに、「法学入門講義」「法学入門演習2」といった科目により、法律に関する基礎的な考え方や法文書の作成の基礎を学ぶことで、総合的に基礎知識の定着ができるよう講義内容を考えています。

本法科大学院の未修者コースの定員は6名と小規模ですが、小規模校であることから、教員はそれぞれの学生に関する情報を把握することが容易となっており、受講者から疑問点やニーズを聞き取りながら、講義を進めることができます。本法科大学院は、このような強みを活かし、機動的により良い教育を提供する試みを続けてきました。

多様な経歴や能力を活かし、幅広い知見を有する法律人材の輩出は、法科大学院制度にとって本質的な使命です。引き続き多様なバックグラウンドを持つ意欲的な学生を法曹として社会に供給できるよう、未修者教育を充実させていく所存です。

^{*1} 平成26年10月9日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」

^{*2} 令和3年2月3日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」

未修者の1年

法曹としての基本的な考え方が徹底的に身につきました。

法律に興味を持ちはじめたのは、法学部に進学していた兄の話聞いたことがきっかけです。そこから自分で参考書を読むうちに、徐々に法曹にあこがれを抱くようになりました。また、法律を学ぶと社会の動きがよくわかるようになるので、純粋に法律の勉強が好きでした。そのことも、法曹を目指した理由のひとつです。

未修者コースの1年次の授業では、立法経緯や趣旨といった教養的な話も多く、条文や判例を理解するための前提や、法曹として働くための大枠となる考え方も身につきました。また、納得いくまで受講生全員で質問を重ね、互いに理解を深め合ったことも印象的です。少人数制の法科大学院の良さを存分に味わった1年間でした。

未修者にとって大変なのは、民法や刑法の基礎知識が十分でないまま、民事訴訟法や刑事訴訟法の授業が同時に進んでいくことです。ただ、1年次の講座を担当される先生方は、他科目の学習状況も踏まえて基礎から丁寧に教えてくださいます。知識が不足していると感じてもめげずに、わからないことはどんどん質問してみてください。そして、科目を超えて横断的に法律を理解するように学習していくことをおすすめします。



戒能 千華子
(2021年度法学未修者コース入学)

1年次の履修科目

新1学期

	月	火	水	木	金	土
1		憲法入門1				
2			民法入門2	民法入門演習1		
3			民法入門1			
4	民事訴訟法入門1		刑法入門1			
5		法学入門講義				
6				法学入門演習1		

新2学期

	月	火	水	木	金	土
1		憲法入門2	刑法入門2		民法入門3	
2		民法入門演習2	法学入門演習2			
3					刑事訴訟法入門2	
4	民事訴訟法入門2			刑事訴訟法入門1		
5						
6						



> おすすめの授業は？

「民法入門演習」。重要な「判例百選」の事案をじっくり理解できます。

> 1日の勉強時間は？

特に決めていませんが、短時間でも毎日、時間を作っています。

> アルバイトはしていますか？

1年次の夏季休暇中、2か月間だけしていました。

> ストレス解消法は？

お昼寝したり、音楽を聴いたりすることです。

1 法科大学院制度における重要課題としての未修者教育

法科大学院既修者の多くは法学部出身ですが、一般に法学部では、法律基本科目の教育を、3年から4年かけて行い、多くの法学部生はゼミなど少人数の演習で法学的な議論を重ねて、法的思考方法や能力を身につけていきます。

これに対して未修者は、近年では非法学部出身者が減少しているとはいえ、ほとんどゼロの状態からのスタートを前提としています。法科大学院に入学してから1年間で、既習者と同じ法的思考方法や能力のレベルに達しなければならないため、いかに効果的な未修者教育を行うかが課題となります。

未修者教育の改善は、2004年に発足した法科大学院制度においても最重要課題と位置付けられています^(※)。多様な経歴や能力を活かし、幅広い知見を有する法律人材の輩出は、法科大学院制度にとって本質的な使命です。第1年次から第2年次への進級判定指標として「共通到達度確認試験」も導入されて(2020年より)、未修者教育の改善と充実について全国的な標準の確立が目指され、教育の充実に向けて制度が大きく変わりつつあります。

2 学習院大学法科大学院の未修者コース

このような状況を踏まえ、学習院大学法科大学院においても未修者教育の充実という課題を重く受け止め、教育水準の向上に向けて、積極的に取り組んできています。本学の未修者コースの定員は6名と小規模ですが、開設以来、多様なバックグラウンドを持つ意欲的な学生を集め、法曹を養成してきました。小規模校であることから、教員はそれぞれ個別の学生に関する情報を把握することが容易となっています。このような強みを活かし、在学中の学修度合いを教員間で確認しながら、機動的によりよい教育を提供する試みを続けてきました。

(1) 第1年次に力をつけるカリキュラム

第一の特色として、カリキュラム編成があります。学習院大学法科大学院では、司法試験科目である7法(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)のうち、行政法と商法を第2年次に配当し、第2年次・第3年次に、従前よりも多くの法律基本科目を配当するなど、教育課程を基本科目習得へシフトさせています。これにより、第1年次で法学未修者が、法律基本科目の履修において消化不良に



なることなく着実に力を蓄えて、第2年次以降の教育に臨めるようにすることを狙いとしています。

(2)「法学入門講義」「法学入門演習」

第二の特色として、未修第1年次での特別な科目の提供があります。未修者にとっての難所は、入学して最初の第1学期といえます。何をどう勉強したらいいのかが分からず戸惑ううちに、あっという間に時間が過ぎてしまうという問題は、本学でも多くの学生の経験するところです。そういった問題に 대응するため、学習院大学法科大学院は「法学入門講義」「法学入門演習」を開設し、法学学修の最初の一步を踏み出す助力となることを目標としています。

「法学入門講義」では法と法学の基礎について基本的な知識と理解を得ることを目的とし、各法分野の特徴や内容を概観した上で、条文の読み方、判例の読み方、法的文書作成の際の留意点など、基礎的な素養を習得することを目指します。また、「法学入門演習」では条文、判例、基本書を読みこなし法的思考方法に則った文章が書けるようになることを目標に、導入教育を行います。

これらの科目では、少人数教育のメリットを活かして、担当教員が学生に対して個別に研究指導を行っています。その内容は、授業の履修の仕方から判例・文献の調べ方、法律文書作成の技法、口頭でのプレゼンテーションの方法、説得力ある文章の作成・議論の展開など、広範囲にわたっており、個々の学生の力・到達度に応じて、指導教員が適宜、判断しています。

(3)TKCを用いた学修補助

未修第1年次においては、大量の法律基礎知識を習得する必要があり、効果的・効率的な方法が必要となります。学習院大学法科大学院では、TKC法科大学院教育研究支援システムを用いて学修支援をしています。基礎力確認テストの演習、短答式過去問題演習トレーニング、判例学修ドリル、論文演習セミナーの活用を通じて、知識の定着を加速させることを目指しています。



(4)法実務講座

以上のカリキュラム内での学修指導に加え、学習院大学法科大学院の附置機関である学習院大学法務研究所においても、本法科大学院を修了し現在弁護士として活躍している方々による学生および修了生に対する論述指導として「法実務講座」が行われています。授業での指導とは異なった角度からアドバイスや指導を受けることができます。法科大学院での予習・復習の方法や、ノートの取り方、また試験への取り組み方などへの先輩による授業フォローは、学修面のみならず生活面・精神面においても大きな支援となっていると好評です。

(5)アクティブラーニングに向けて

さらに、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会によって打ち出されている「学修者本位の教育の実現」^(※)のため、より本質的な双方向・多方向の教育の実現に向けて、方策を検討しております。具体的には、アクティブラーニングの手法を取り入れ、学修者を主体として、科目の特性や学修者の個々の状況に応じた教育ニーズに応えられる指導方法を検討し、今後もさらに未修者教育を充実させていきます。

(※)中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」(令和3年2月3日)